

【令和6年5月7日（火）周知】

社会福祉法人赤城会

福祉・介護職員処遇改善加算等に係る説明及び計画書

○ 基本的考え方

福祉・介護職員の処遇改善については、平成23年度まで実施した福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続させるため、平成24年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、その後も累次の改定により加算率等の充実を図ってきたことに加え、令和元年10月には、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を創設し、令和4年10月には、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を創設したところである。さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、これらの加算を一本化し、福祉・介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引上げ及び配分方法の工夫を行うこととした。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化を行うこととした。

具体的には、福祉・介護職員処遇改善加算（旧処遇改善加算）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（旧特定加算）及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（旧ベースアップ等加算）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」（新加算）への一本化を行う。

○ 加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位で算定する。

○ 賃金改善計画

① 令和6年度処遇改善加算見込額（総額） 97,662,762円

② 賃金改善に要する見込額（総額） 97,787,606円

※ 法定福利等の賃金改善に伴う増加分も含む。

③ 賃金改善を行う給与項目

< 4月～5月 >

処遇改善手当20,000円、夜勤手当Ⅱ（5,000円の内一部充当）、ベースアップ等加算9,000円、臨時特例交付金6,000円として支給する。

< 6月～翌3月 >

処遇改善手当 20,000円、夜勤手当Ⅱ（5,000円の内一部充当）、ベースアップ等加算 15,000円及び3月一時金として支給する。

※ ただし、臨時職員については、労働条件に応じて以下のとおり支給する。

- ① 処遇改善手当（常勤換算を乗じた額を毎月手当として支給）
- ② ベースアップ等加算/臨時特例交付金（時間給又は日給に加算して支給）
- ③ 3月一時金（常勤換算を乗じた額を支給）

④ 処遇改善加算については、常勤換算で月額52,000円前後の額とする。

※ 当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取額とは必ずしも一致しない。

○ 対象となる職種

< 4月～5月 >

処遇改善加算	対象職種は、次のいずれかの職種とする。 生活支援員、児童指導員、保育士、世話人
特定加算	統合
ベースアップ等加算	全職員を対象とする。
臨時特例交付金 ※令和6年2月～5月	全職員を対象とする。

< 6月～翌3月 >

処遇改善加算	対象職種は、次のいずれかの職種とする。 生活支援員、児童指導員、保育士、世話人
ベースアップ等加算	全職員を対象とする。

○ 賃金改善実施期間

令和6年4月から令和7年3月まで

○ キャリアパス要件について

【キャリアパス要件Ⅰ】

- イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

【キャリアパス要件Ⅱ】

- イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上

の目標及び①に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

- ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに福祉・介護職員の能力評価を行う。

＜実現のための具体的な取り組み内容＞

- ・法人年間教育計画のもと、対象職員に研修を実施し成果を評価する。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

【キャリアパス要件Ⅲ】

- イ 福祉・介護職員について、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

＜具体的な仕組みの内容＞

- ・経験に応じて昇給する仕組み。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

○ 職場環境等要件について

- ① 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。

- ② 両立支援・多様な働き方の推進

業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。

- ③ やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。

○ 見える化要件

職場環境要件のうち、実施する取組項目について自社のホームページへ掲載する。